

③ イベント回収

区内で開催されるイベントで、回収ボックスを設置して回収を行い、区民への啓発を図っています。

【対象イベント】

・OTAふれあいフェスタ など

(6) 古着の拠点回収モデル事業

区内の各会場で月に一度、再使用できる古着を回収しています。

回収した古着は韓国、マレーシア等での選別作業を経て、アジア、アフリカ諸国に衣類として輸出されます。

① 回収実施会場

大森地域庁舎、大田文化の森、池上会館、ライフコミュニティ西馬込、森ヶ崎緑華園、調布地域庁舎、嶺町特別出張所、鵜の木特別出張所、久が原特別出張所、洗足区民センター、千束特別出張所、消費者生活センター、荏谷文化センター、羽田特別出張所、六郷特別出張所、矢口特別出張所

② 古着回収のルール

「洗ったもの（クリーニングは不要）、たんすや衣装ケースなどにしまえる状態のもの」を「透明、半透明のビニール袋」に入れて、会場にお持ち込みください。ハンガーを着けたまま、箱やケースに入ったままでの持ち込みはご遠慮ください。



③ リユース・リサイクルできるもの（再利用できるもの）

- ・再使用できる衣料品、皮革衣料品
- ・フェイスタオル・バスタオル
- ・帽子、ハンカチ、スカーフ、マフラーなど

※ツープiecesのようなセット物は、セットが崩れないように出してください。

※ボタンやファスナー、ベルトなど付属品は取り除かずに出してください。

④ 回収できないもの（再利用できないもの）

- ・汚れたものや破れたもの、穴が開いたものなど
- ・布団や毛布、カーペットなどの寝具類
- ・着物や浴衣、鞆、靴
- ・事業者からの拠出品



⑤ 回収実績

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
会場数	4か所	10か所	10か所	12か所
開催回数	48回	56回	118回	149回
回収量	46,130kg	56,695kg	93,724kg	107,590kg

(令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症防止対策のため開催を中止した月あり。)

(令和 4 年度は「多摩川清掃工場環境フェア 2022」でのイベント回収分を含む。)

(令和 5 年度はイベントや臨時回収分を含む。)

(7) リユース（再利用）に関する取り組み（民間事業者と連携をしています）

価格を比較したい方

おいくら?



ホームページ

複数のリサイクルショップに一括して査定の依頼をし、査定価格を比較して売却・引き渡しできるサービスです。

※お品物（サイズや量、商品状態）や搬出時の作業内容（階段作業や分解作業等）によっては、出張作業費がかかる場合があります。

利用の流れ

1. 不要品の商品情報を
入力して査定を依頼



2. 届いた査定結果を
比較して買取店を選択



3. 手間なくお財布にも
優しい不要品処分が完了!



※おいくら、ジモティーともにインターネットのみの申し込み

※利用時のトラブルや損害などについては、区は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください

地元で譲りたい方

地域の情報サイト
ジモティー



ホームページ

不用品を掲示板に投稿し、欲しいという方がいれば捨てずに譲ることができます。相手の方と譲渡方法や日時など条件を決めてお渡しできます。個人間で取引を行うため、買取店では値段が付かないものや運搬に困るものも取引が可能です。

利用の流れ

1. 品物を撮影して
投稿!



2. 問い合わせが来たら
日程を調整



3. 品物を引き渡して...



4. 相手にお礼を
おくて完了!



(8) 不燃ごみの適正処理及び資源化事業

区民の安心・安全を確保するため、不燃ごみ中の蛍光灯等の水銀含有物、有用金属等を回収・資源化（再利用）することにより、環境汚染の防止、最終処分場の延命化を図っています。回収した不燃ごみは、次のような工程で再資源化（再利用）されています。

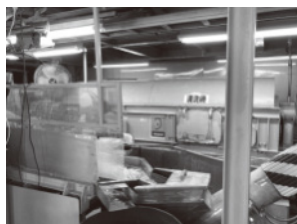


再資源化（再利用）されるまでの工程

水銀



破碎・選別



洗浄・選別



焙焼

※600℃～800℃で加熱し、水銀を気化させて回収。



水銀精製

※回収後の水銀を精製し、高純度の水銀にリサイクル。

小型家電・有用金属



回収

回収した物を破砕・選別し、鉄や金・銀・銅等に分け、再資源化を行います。

陶器



回収

洗浄した物は主に海外へ輸出し、リユースされています。

(事業の変遷)

平成28年度	不燃ごみからのピックアップ回収開始(大森清掃事務所管内の一部地域)
平成29年度	不燃ごみからのピックアップ回収拡大(大森清掃事務所及び調布清掃事務所管内)
平成30年度	不燃ごみからのピックアップ回収拡大(区内全域)

(9) 粗大ごみの資源化事業

粗大ごみの中から、資源化・再利用可能なものを回収・資源化(再利用)し、ごみの減量化を図っています。回収したものは、次のような工程で再資源化(再利用)されています。

再資源化(再利用)されるまでの工程

小型家電・有用金属

不燃ごみからピックアップ回収・資源化(再利用)したものと同一工程です。

衣装ケース



回収



細かく砕く



プラスチック製品の原料となるペレット状にする



新しいプラスチック製品

自転車



回収



修繕・パーツ交換

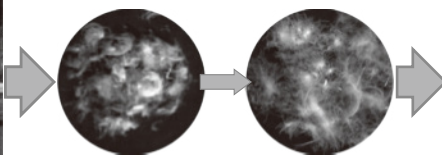


中古自転車として販売

羽毛布団



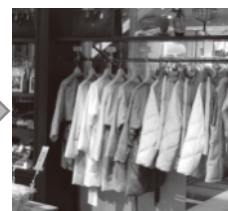
回収



羽毛の洗浄



羽毛製品の製造



羽毛製品として販売

(事業の変遷)

平成24年度	自己持込みされた粗大ごみからのピックアップ回収開始
平成25年度	収集した粗大ごみからのピックアップ回収開始(大森清掃事務所管内)
平成26年度	収集した粗大ごみからのピックアップ回収拡大(蒲田清掃事務所管内)
平成27年度	収集した粗大ごみからのピックアップ回収拡大(区内全域)

(10) 排出事業者指導

事業者が

- ①ごみ減量に取り組んでいるか
- ②リサイクルできるものを廃棄していないか
- ③一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者と正しく契約を結んでいるか
- ④自らが排出するごみ量と処理ルートを把握しているか
- ⑤マニフェストの作成義務を守っているか

等の適正排出指導や、廃棄物管理責任者の選任・再利用計画の作成報告を求めるなど、適宜書類確認による助言や指導を行っています。

(11) 事業用建築物立入指導

延べ床面積1,000㎡以上の事業用建築物を有する事業者に対して、ごみ減量及び適正処理を確保する観点から立入指導を行っています。主な調査項目は、

- ①資源及びごみの保管場所設置状況
- ②ごみの分別状況
- ③リサイクルの取組状況
- ④処理業者との契約締結や履行確認
- ⑤マニフェスト作成、回付状況の確認等です。

(12) 廃棄物管理責任者講習会

延べ床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者向けに、講習会を毎年実施しています。



(13) 事業系廃棄物の減量及び資源化推進優良事業者表彰

事業系ごみの減量及び資源化の一層の推進を図ることを目的として、自主的かつ積極的に取り組み、顕著な成果を挙げている延べ床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者等を表彰しています。

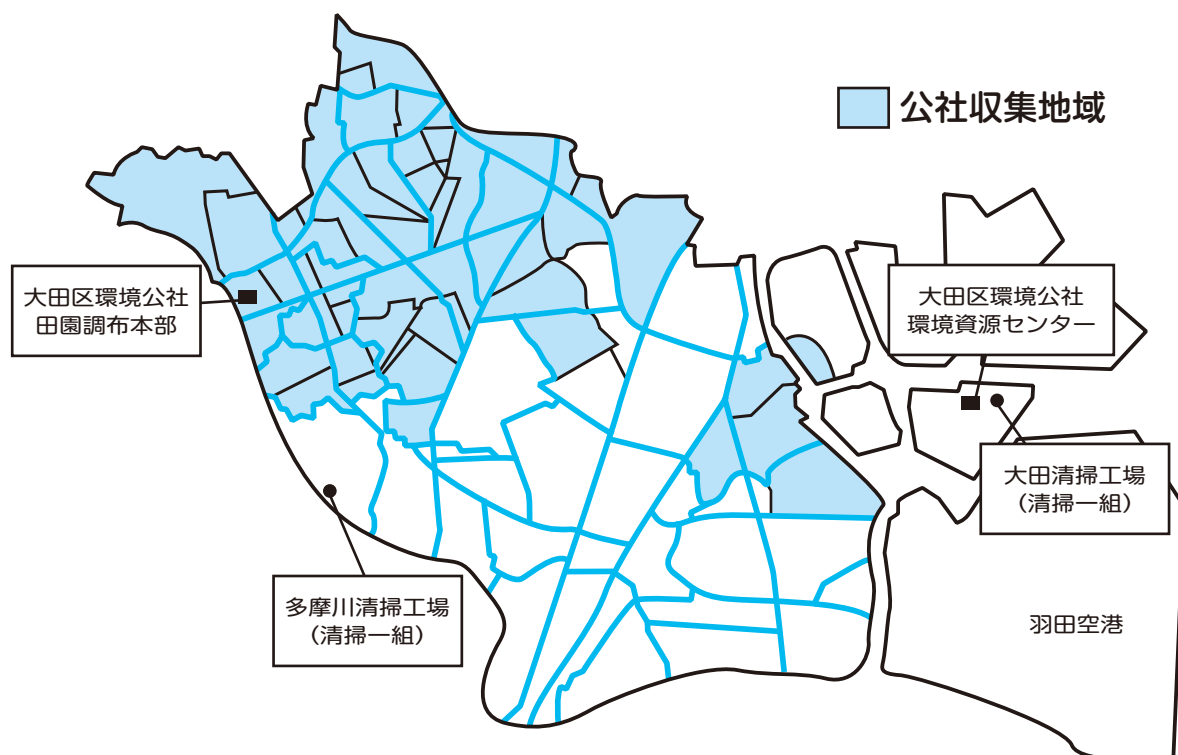
令和6年度は2件の建築物の所有者等を表彰しました。



大田区環境公社は、平成29年1月に設立し、生活環境における地球温暖化と自然災害、多岐にわたる深刻なごみ問題、生き物の絶滅危機などの社会問題に、環境公社が先頭に立ち、区民、事業者と手を取り合いながら、環境、社会、経済などの分野で活躍し課題解決することで、「こころやすらぎ未来へはばたく笑顔のまち大田区」の実現に寄与することを目的として、区と連携して次の事業を安全・確実に推進してまいります。

(1) 可燃ごみ収集業務

大田区内の調布地区全域、大森地区の一部の可燃ごみ収集業務を、区から受託しています。



(2) 粗大ごみ受付センターによる粗大ごみ申込受付業務

令和5年度から、粗大ごみ受付収集システムを導入、併せて粗大ごみ受付センターを開設し、申込受付業務を区から受託しています。また、デジタル化による業務の効率化やきめ細かな電話対応など、区民目線に立った業務改善に取り組んでいます。

(3) 粗大ごみ受入れ業務

平成29年度から、大田区が大森地区、調布地区において収集した粗大ごみや、区民自ら持ち込む粗大ごみを環境資源センター（京浜島）において受け入れる事業を区から受託しています。

（４）粗大ごみの分別・積替え業務

平成29年度から、環境資源センターで受け入れた粗大ごみを適正に処理するため、資源、可燃ごみ、不燃ごみ等に分別し、中継車両に積替えをする事業を区から受託しています。

（５）食品ロス削減に関する普及啓発業務

令和４年度から、食品ロス削減のための啓発事業の一部を区から受託しています。区内小中学校への出前授業や地域への講座をはじめ、「大田区食べきり応援団」の管理、食品ロス削減月間（10月）におけるチラシ制作等の普及啓発業務を行っています。



丸子の渡し祭りへの出展



千鳥小学校の出前授業

（６）田園調布本部における窓口業務等

令和４年度から、清掃事務所が担う窓口業務の一部を区から受託しています。防鳥ネットの貸出し、資源の集団回収実績報告書の取次ぎ、小型家電回収ボックスを設置しての回収等の業務を行っています。

（７）職員の健康・安全衛生管理に関する取り組み

「おおた健康経営事業所」のブロンズランク認定や、全国健康保険協会（協会けんぽ）の「健康企業宣言[®]」を実施するなど、職員の健康維持・増進に取り組んでいます。また、労働安全衛生委員会に労働災害再発防止専門部会を設置し安全管理体制の強化に取り組むなど、公社としての組織的な取り組みを推進しています。

《所在地》

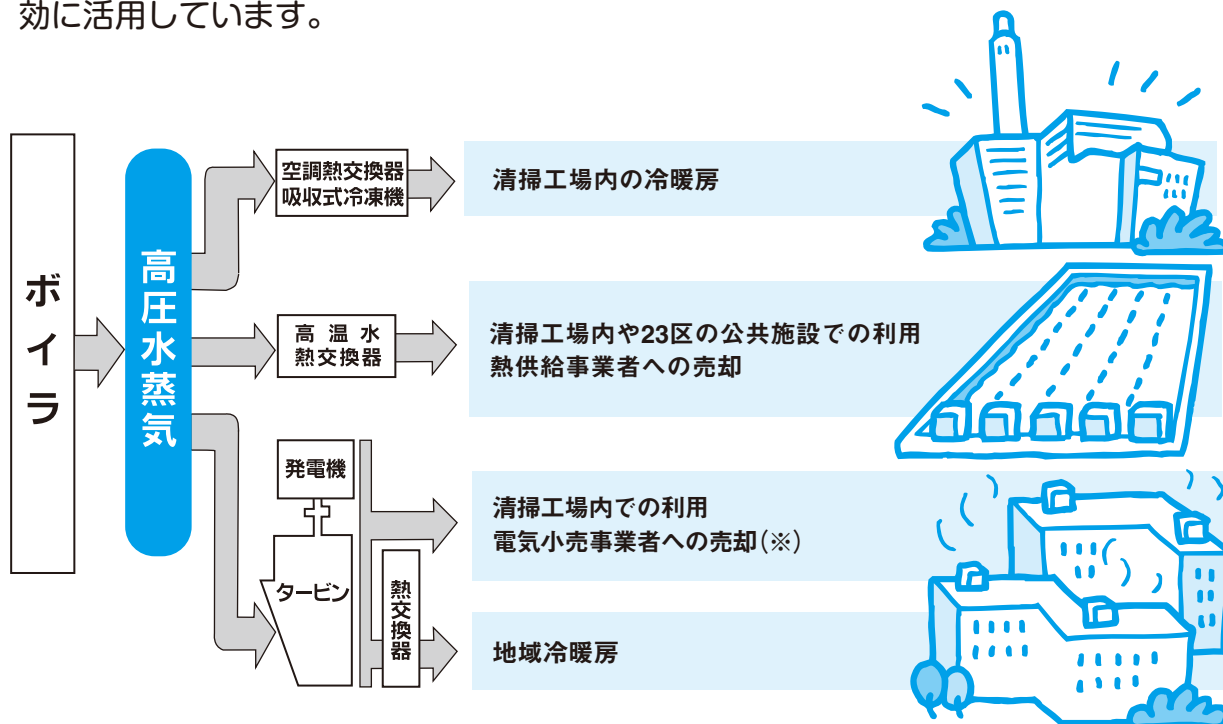
田園調布本部 大田区田園調布本町32-12（調布清掃事業庁舎^{（注）}）

（注）旧調布清掃事務所の庁舎です。

環境資源センター 大田区京浜島3-5-7（京浜島中継所）

清掃工場での熱エネルギーの有効活用

清掃工場では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを利用して発電や熱供給を行っています。つくられた電気や高温水などは、清掃工場を稼働するためのエネルギーとして利用するとともに、余った電気は小売電気事業者に売却するなど有効に活用しています。



※ごみ焼却時の未利用熱を有効に活用して発電された電気は、環境にやさしい低炭素な電気です。大田区では、全ての区立小中学校、清掃事務所等にこの電気を導入しています。

廃プラスチックのサーマルリサイクル

プラスチック類のごみを清掃工場で焼却することにより、熱エネルギーを回収し、発電等に活用することを「廃プラスチックのサーマルリサイクル」といいます。

平成20年度より家庭から出るリサイクルできないプラスチック類のごみは、「可燃ごみ」として清掃工場で焼却し、熱エネルギーを回収しています。

焼却灰と飛灰の資源化

可燃ごみを焼却すると、焼却灰と飛灰が発生します。焼却灰と飛灰は、ともに埋立処分していますが、限りある埋立処分場を長く使用していくため、平成25年度からセメント原料化の取り組みを進めています。また、平成30年度からは徐冷スラグ化、令和2年度からは焼成砂化の取り組みも開始しています。

清掃工場の見学は各清掃工場へお問い合わせください。

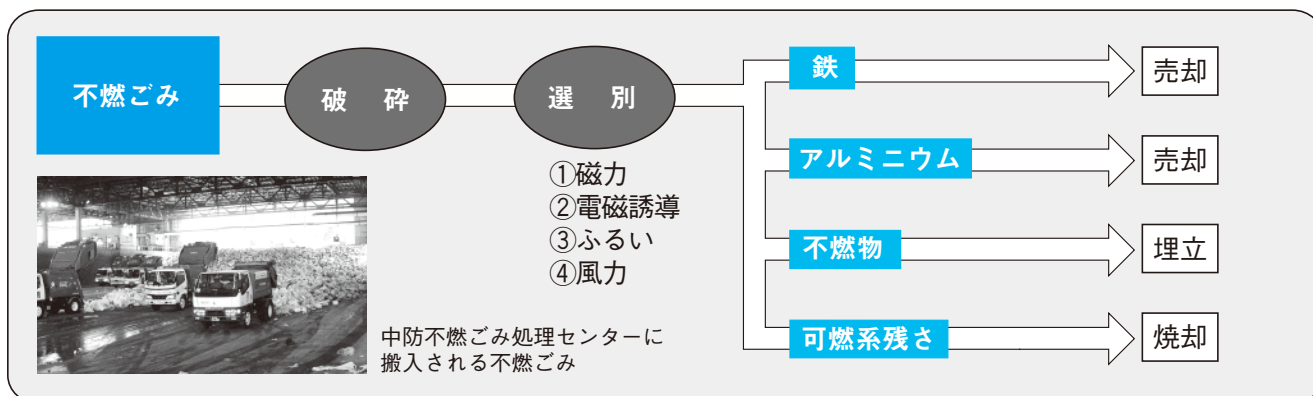
大田清掃工場 電話 03-3799-5311
多摩川清掃工場 電話 03-3757-5383

〔ごみの中間処理〕 東京二十三区清掃一部事務組合が運営

(1) 不燃ごみの処理

不燃ごみの処理は、現在ごく一部の破碎不適物を除き、中防不燃ごみ処理センター及び京浜島不燃ごみ処理センターで破碎し、鉄・アルミニウムを回収して資源化した後、残りは中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場に埋立処分をしています。

不燃ごみ処理の概略図

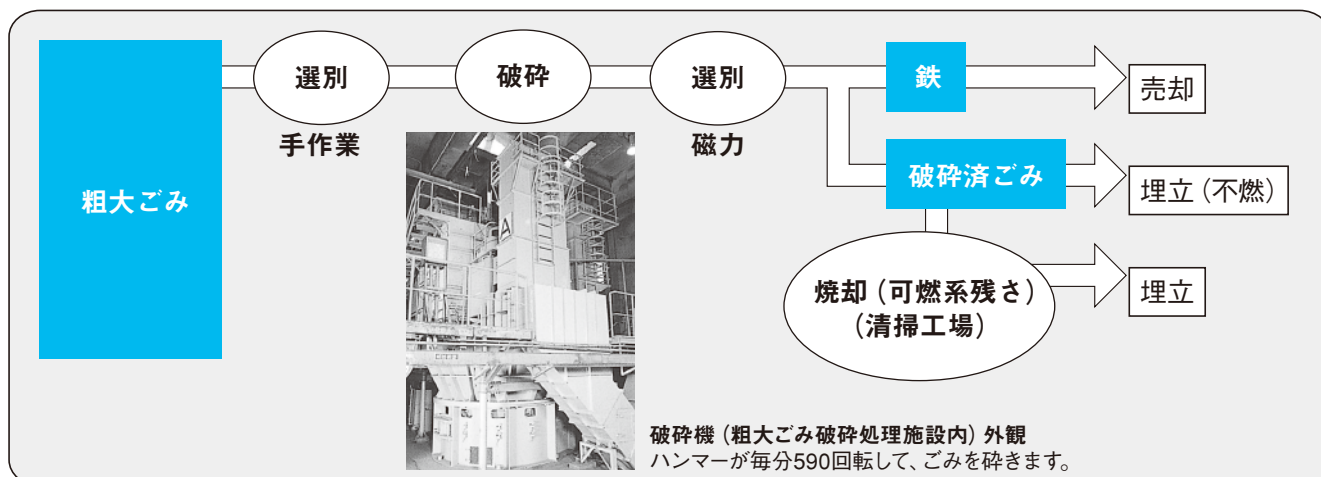


(2) 粗大ごみの処理

・粗大ごみ破碎処理施設

家具などの粗大ごみや廃木材を破碎・減容化します。破碎したごみのうち、可燃物は清掃工場で焼却処理します。不燃物・焼却不適物は、埋立処分し、鉄は資源として回収します。金属以外にも、粗大ごみの選別段階でゴルフボールや廃バッテリーなどを可能な限り回収し、売却しています。

粗大ごみ処理の概略図



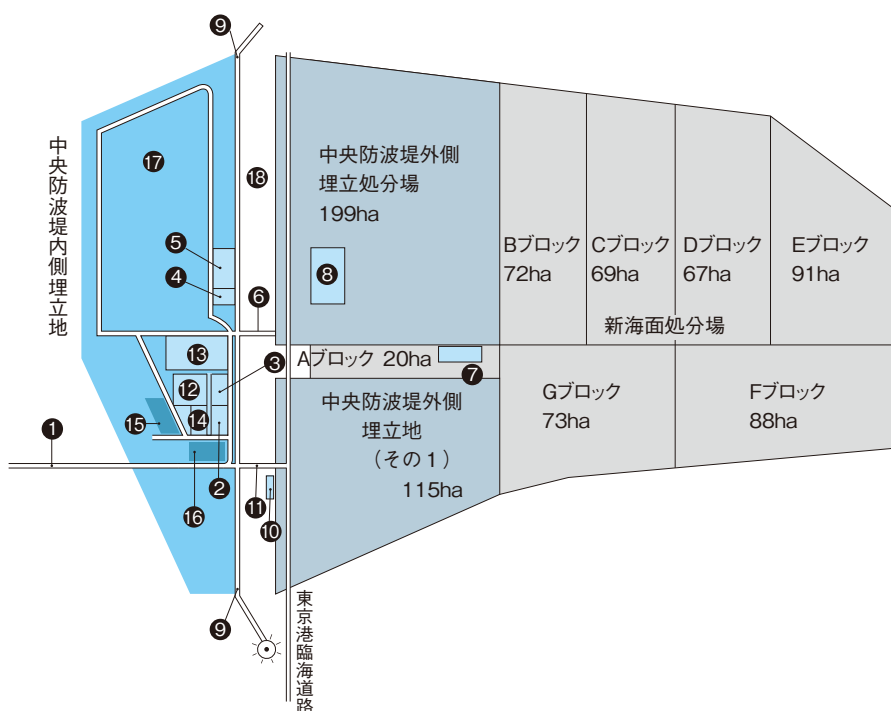
12 埋立処分場の延命

〔ごみの最終処分〕 東京都へ委託（資料提供 東京都環境局）

埋 立 処 分

東京都が中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を管理運営し、埋立処分を行っています。東京23区の可燃ごみの焼却灰やガラス、金属などの不燃物は、中間処理施設で減量、減容化及び資源回収を行い、埋め立てています。

しかし、最終処分場には限界があります。新海面処分場は東京港内につくることができる最後の埋立処分場です。東京港の貴重な水域に占める最終処分場を1日でも長く使用していくために、23区ではごみの減量のための取り組みを、東京二十三区清掃一部事務組合では中間処理過程での減量、減容化及び資源化への新しい技術開発を進めています。



東京都

- ① 第二航路海底トンネル
- ② 中防合同庁舎
- ③ 第一排水処理場
- ④ ガス有効利用施設
- ⑤ 第三排水処理場
- ⑥ 海の森大橋
- ⑦ 受入管理施設
- ⑧ 調整池
- ⑨ 中央防波堤
- ⑩ 物揚場（船舶輸送揚陸施設）
- ⑪ 中防大橋
- ⑫ 海の森公園予定地
- ⑬ 海の森水上競技場

東京二十三区清掃一部事務組合

- ⑫ 粗大ごみ破碎処理施設
- ⑬ 中防不燃ごみ処理センター
- ⑭ 中防灰熔融施設

スーパーエコタウン関連施設

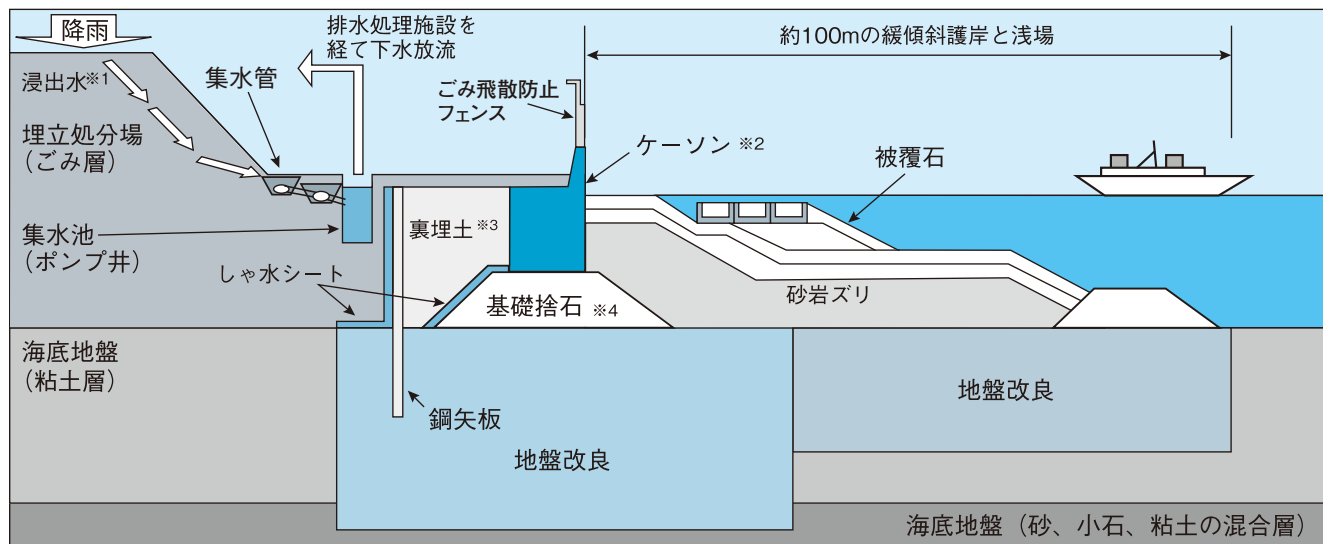
- ⑮ PCB廃棄物処理施設（平成17年11月稼働）
- ⑯ ガス化熔融等発電施設（平成18年8月稼働）



埋立処分場の見学は、こちらにお問い合わせください。

（公財）東京都環境公社 電話 03-3570-2230

ケーソン式外周護岸（新海面処分場 B・Cブロック）



※1 雨がごみ層を通ることにより汚れてしみでてくる汚水

※2 砂や鋼滓を詰めたコンクリート製もしくは鋼製の箱

※3 ケーソン護岸の背後に投入する土砂

※4 ケーソン護岸を支えるための石

埋立処分場の移り変わり

以前は、可燃ごみの一部を焼却することができず、直接埋め立てていました。その後、全量中間処理を行うことで、埋立処分量を削減しました。また、サーマルリサイクルの実施に伴い、資源化されなかった廃プラスチックを焼却処分するとともに、現在は、焼却灰のセメント原料化や徐冷スラグ化・焼成砂化を進めて行くことで、埋立処分量のさらなる削減を図っています。



（平成6年頃） 生ごみや不燃ごみなどがそのまま埋め立てられていました。



（現 在） 生ごみは燃やす、不燃ごみは破碎するなど中間処理した後、埋め立てています。

1 循環型社会をめざして

私たちの豊かな社会生活は地球環境の恵みに支えられています。しかし、自然や生態系を省みない無秩序な資源・エネルギーの開発や使用が地球環境に負荷を与え、地球の温暖化や自然災害の発生、資源の枯渇などを招き、社会生活に大きな影響が出始めています。これからも豊かな社会生活を維持していくためには、地球環境に十分配慮した行動が強く求められています。

そのためには、多くの資源・エネルギーの利用を抑制する一方、いらなくなったら捨てるという消費型の生活スタイルを改める必要があります。物を大切に使うとともに不用になったものは、もう一度、価値を見出して再活用する生活スタイルに転換し、循環型社会をめざすことが必要です。



1 3Rの推進

私たちはごみを減らし、環境に対する負荷をなるべく少なくする生活の工夫が必要です。

(1) ごみを出さない生活の工夫 〈リデュース：発生抑制〉

区民一人ひとりが、日常生活のなかでごみを出さない・つくらない工夫をする取り組みが重要です。

- ① 買い物には、買い物袋やかごを持参する。過剰包装は断る。
- ② 食料品は無駄にならないよう、必要なだけ買う。また、大根の葉なども捨てずにできるだけ調理を工夫して食べる。
- ③ 衣料品は、ほころびをつくろう、子ども服にリフォームするなどして長く使う。
- ④ 詰め替えや補充できる商品を選ぶ（シャンプー、台所洗剤など）。
- ⑤ 旅行かばんや乳幼児用品など、一時的に必要なものは積極的にレンタルを利用する。

(2) 繰り返し使う 〈リユース：再使用〉

使い終わっても捨てない。工夫や手間で繰り返し使えるものはたくさんあります。新しいものをつくるより資源やエネルギーを使いません。

- ① 修理して長く使う。
- ② フリーマーケットやリサイクルショップを活用する。

それでも出てしまったごみについては

(3) リサイクルの推進 〈リサイクル：再生利用〉

捨ててしまえば「ごみ」になってしまいますが、正しく分別すれば「資源」となるものはたくさんあります。

- ① 資源の分別を徹底する。
(新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、びん、かん、ペットボトル)
- ② 家庭から出る資源は、区の資源回収日か、地域の集団回収に出す。
- ③ リサイクルのできる商品を購入する。



(4) その他

●グリーン購入

価格・機能・品質だけではなく、環境への負荷ができるだけ少ない商品を選んで優先的に購入する。目安は環境ラベルが付いたものを購入する。

環境ラベル



エコマーク

環境負荷項目を一定以上クリアした商品に付けられているマーク



グリーンマーク

グリーンマーク

古紙を再生使用した紙製品に付けられているマーク



PETボトル
再利用品

ペットボトルリサイクル
推奨マーク

ペットボトルをリサイクルした製品に付けられているマーク



牛乳パック再利用マーク

使用済み牛乳パックを再利用した商品のマーク

2 食品ロスの削減

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまった食品のことです。下記のような取り組みを家庭や飲食店、スーパーなどいろいろな場面で実行することが欠かせません。

削減の工夫

(1) 食材を「買い過ぎず」「使いきる」「食べきる」

安いからといって食材を買い過ぎたり、在庫があるのを忘れて同じ食材を買ってしまったりすることは、結局使いきれずに食材を腐らせてしまう原因にもなります。

そんな無駄を防ぐためにも、買い物の前には食品の在庫を確認し、必要な物だけを買うことが大切です。

特に、野菜や生ものなどの傷みやすい食材には有効です。



(2) 食べ残しを減らし食材は残すことなく活用

食べ残しなどを減らすために、料理は食べられる量だけを作ることが大切です。食材は食べることができる箇所は全て活用し、調理にひと工夫するようにチャレンジしてください。



(3) 「賞味期限」と「消費期限」の違いを理解

賞味期限や消費期限は、表示されている方法で保存した場合の、開封前の期限です。一度開封したら、期限にかかわらず早めに食べるよう心がけてください。

	賞味期限	消費期限
意味	おいしく食べることができる期限。(best-before) 定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。	期限を過ぎたら食べない方がよい期限。(use-by date) 定められた方法により保存した場合、腐敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。
表示	3か月を超えるものは年月で表示し、3か月以内のものは年月日で表示。	年月日で表示。
対象食品	スナック菓子、カップめん、缶詰、レトルト食品、ハム・ソーセージ、卵など	弁当、サンドイッチ、生めん、総菜、ケーキなど

(4) 外出時での食べ残しを防ぐ

外出の時に、予想外に料理の量が多い、嫌いな食べ物が入っているといった理由で食べきれない場合があります。食べ残しを未然に防ぐために、勇気を出して以下のような行動を心がけてください。

- ① 小盛りメニューを探してみる。
- ② 料理のボリュームを確認し、多いと感じた時には「少なめにできませんか」と聞いてみる。
- ③ あらかじめ食べられない食材は抜いてもらえないかを聞いてみる。

参考) 大田区は、これら食品ロス削減に取り組む事業者を「大田区食べきり応援団」として登録しています。

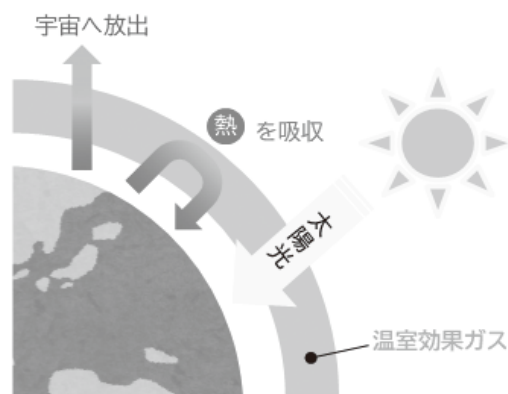


3 省エネルギー対策の実践

私たちが電気やガスを消費することで発生する二酸化炭素は、地球をあたためる温室効果ガスの代表です。

最も気温が上昇するシナリオによると、世界平均気温が21世紀末は工業化以前と比べて約4℃上昇することになり、東京では20世紀末と比べ最高気温が35℃以上となる猛暑日は31日程度増加するといわれています。（「東京都の気候変動」令和4年3月東京管区気象台より）

地球温暖化の影響を少しでも小さくするためには、私たち一人ひとりが省エネなどを実践し、二酸化炭素の排出を実質ゼロにする「脱炭素ライフスタイル」にしていくことが必要です。



区民運動おおたクールアクション



「区民運動おおたクールアクション」は、事業者・団体・区民一人ひとりが地球温暖化を「自分ごと」と捉え解決のための行動

一人ひとりが実践しよう！



を実践・共有・発信し、脱炭素社会の実現を目指す区民運動です。



「区民運動おおたクールアクション」を応援しています。
地球の未来を守るため、アクションを起こしましょう！



大田区地球温暖化防止アンバサダー
依田 司 さん
(大田区出身の気象予報士)

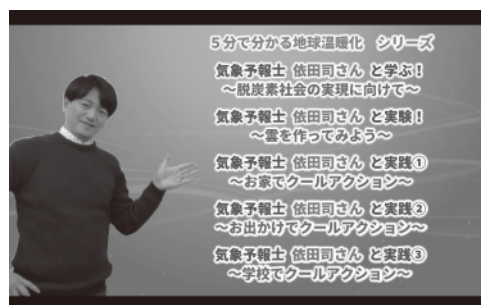
■「区民運動おおたクールアクション」については
大田区HPでもご紹介しています。

🔍 区民運動おおたクールアクション

動画「5分で分かる地球温暖化」シリーズ公開中

依田さんが地球温暖化の影響や仕組みなどを解説する動画「5分で分かる地球温暖化」シリーズを公開しています。

この動画を見て、まずはできることから実践していきましょう！！



家庭でできる省エネルギー対策!! 毎日の暮らしの中で、心がけてみましょう!

リビングで

★ テレビやエアコンなどを上手に使う



	年間の節約額	CO ₂ 削減量
・ テレビ画面は明るすぎないように設定する	870円オトク	13.3kg
・ エアコンのフィルターをこまめに掃除する(月2回程度)	1,030円オトク	15.6kg
・ 冷房時のエアコンの室温は28℃を目安にする	970円オトク	14.8kg
・ 暖房時のエアコンの室温は20℃を目安にする	1,710円オトク	26.0kg
・ こたつ布団に上掛けとこたつ敷布団をあわせて使う	1,050円オトク	15.9kg

お風呂・洗面所・トイレで

★ かしこく使って節水・節電



	年間の節約額	CO ₂ 削減量
・ こまめにシャワーを止める	3,480円オトク	30.7kg
・ お風呂は間隔をあけずに続けて入る	7,410円オトク	82.9kg
・ 洗濯物はまとめて洗う	4,000円オトク	14.1kg
・ 電気便座の設定温度を低くする	850円オトク	12.9kg
・ 温水洗浄便座の洗浄温水の温度を低くする	440円オトク	6.7kg

キッチンで

★ 少しの工夫で電気もガスもオトクに



	年間の節約額	CO ₂ 削減量
・ 冷蔵庫は季節に合わせて設定温度を調整する	1,990円オトク	30.2kg
・ 冷蔵庫は壁から適切な間隔で設置する	1,450円オトク	22.1kg
・ 冷蔵庫にはものを詰め込まない	1,410円オトク	21.4kg
・ 炎が鍋底からはみ出ないようにする	470円オトク	5.2kg
・ 食器を洗うときは低温に設定する	1,710円オトク	19.1kg

出展：東京都「家庭の省エネハンドブック 2024」

資源プラスチック回収も CO₂ 削減に貢献しています

令和7年度から、区内全域で資源プラスチック回収事業を実施し、年間5,531トンのCO₂削減を見込んでいます。^(※1) これはスギの木約63万本が1年間に吸収するCO₂の量とほぼ同じです。^(※2)

(※1)CO₂削減量については参考値です。(※2)スギの木1本が1年間でCO₂を14.1kg吸収するとして計算



3 資源回収とごみ収集

(1) 資源回収

① 集団回収

資源の回収には、区が直接回収する行政回収のほか、自主的なグループの資源回収を区が支援する集団回収制度があります。集団回収とは、区民の方々が、地域で自主的なグループを作り、家庭から出る資源を回収し、大田区登録回収業者に引き渡すことで、ごみの減量と資源循環を図る活動です。

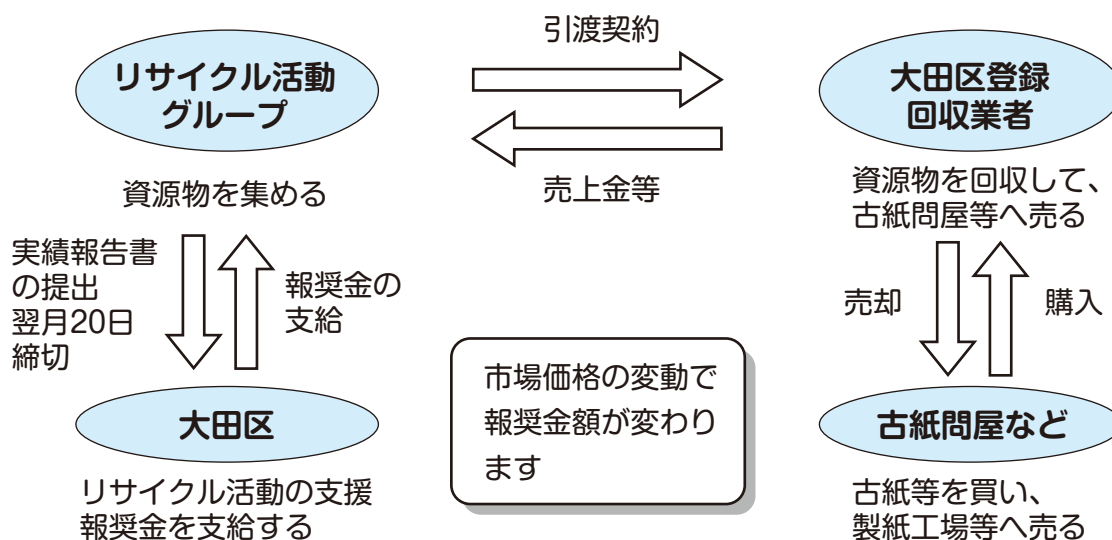
区は、回収実績に基づき要綱に定めた報奨金を支払い、グループ活動を支援しています。

★ 報奨金支給の対象となる資源は、次のとおりです。

- ・ 新聞、雑誌、段ボール、紙パック等の古紙類
- ・ 飲料用のリターナブルびん
- ・ アルミ、スチール缶等の金属類
- ・ 古着、布等の古布類



集団回収・リサイクル活動の流れ



- 集団回収は家庭から出る資源が対象です。
- 会社・事務所・商店などから出る段ボール等の資源は、集団回収の対象にはなりません。集団回収に含めることのないようご注意ください。

② 行政回収

〔集積所回収（資源・プラスチック）〕

資源とプラスチックは、それぞれ週1回「資源の日」と「プラスチックの日」の朝、8時までに集積所にお出ください。

品目によって搬送先が異なるため、回収時間と回収車両が品目ごとに違います。朝8時までにでない資源・プラスチックは、回収できない場合があります。

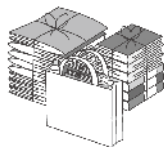
資源7品目

新聞とチラシ



新聞折込チラシも一緒に回収

雑誌と雑がみ



紙箱・包装紙・本
パンフレットなども可

段ボール



伝票・粘着テープ
金具は外す

紙パック



すすいで
切り開く

飲食用びん



ふたは可燃ごみ
又は不燃ごみへ

飲食用かん



菓子や海苔のかんも回収

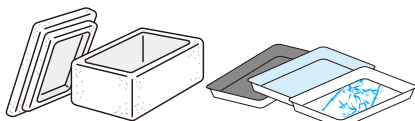
ペットボトル



キャップとラベルはプラスチックへ

プラスチックとして回収できるもの

発泡スチロール・食品トレイ



資源ではなく、プラスチックへ

弁当・カップ麺などのプラスチック製容器



簡単に剥がせるものは、剥がしてください。剥がせないものは、そのまま「プラスチック」として出してください。

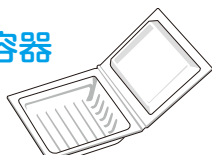
飲料用ペットボトルキャップとラベル



キャップとラベルのみ
プラスチックへ



納豆容器



- ①水ですすぎ、表面のねばねばが取れた場合は「プラスチック」として出してください。
- ②表面のねばねばが残っている場合は「可燃ごみ」として出してください。

袋類

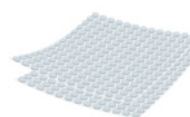


CD・DVD本体、CD・DVDケース



緩衝材

30cm程度に切ってください



おもちゃ



〔拠点回収〕

・ 廃食用油（家庭から出たもの）

店舗での回収（SAFの原料にリサイクルされます）

SAF(Sustainable Aviation Fuel)とは、「持続可能な航空燃料」です。

従来の航空燃料に比べCO2排出量を最大80%削減することが可能といわれています。

日時：各店舗の開店時間

場所：区内スーパー等店舗8か所（店舗は変更する可能性がありますのでホームページにてご確認ください。）

区施設での回収（インクの原料にリサイクルされます）

日時：毎週水曜日 午前11時～午後3時（12/29～1/3と祝日は回収しません）

場所：18か所（入新井・蒲田西特別出張所を除く各特別出張所、スマイル大森及び大田区社会福祉センター）

* 廃食用油は、ペットボトル等ふたのしめる容器に入れてお持ちください。



・ 使用済み小型家電（詳細はP.18参照）

日時：各施設の開庁時間

場所：区内施設42か所に回収ボックスを設置

回収品目：携帯電話（スマートフォン）、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプター、USBメモリの10品目

・ 古着（詳細はP.19参照）

日時：各施設の実施日の午前9時～正午

場所：区内施設16か所

回収品目：再使用できる衣料品・皮革衣料品、フェイスタオル・バスタオル、帽子、ハンカチ、スカーフ、マフラーなど

・ 家庭用使用済みインクカートリッジ

日時：各施設の開庁時間

場所：本庁舎1・8階、地域庁舎、消費者生活センター、特別出張所

対象メーカー：ブラザー、キヤノン、エプソン、日本HP

※回収対象は対象メーカー4社の純正カートリッジのみです。

※インクカートリッジ以外は入れないでください。（袋や箱はお持ち帰りください。）



③ 資源の再生

資 源		主な再生製品	リサイクル率 全国数値
古 紙	新 聞 紙	新聞紙、週刊誌、まんが本など	回収率 81.6%（5年度） （公財）古紙再生促進センター調べ
	段 ボ ール	段ボールなど	
	雑 誌	洗剤の箱、菓子箱、絵本、アルバムなど	
	菓子箱など	製紙原料	
	事務用紙等	ちり紙、トイレットペーパーなど	
紙パック		トイレットペーパー、ティッシュペーパー、キッチンペーパーなど	紙パックの回収率 38.7%（4年度） 全国牛乳容器環境協議会調べ
アルミ缶		アルミ缶など	リサイクル率 97.5%（5年度） アルミ缶リサイクル協会調べ
スチール缶		鉄鋼製品	リサイクル率 93.5%（5年度） スチール缶リサイクル協会調べ
ガラス びん	無色	ガラスびん原材料など	カレット利用率 74.1% （5年度） ガラスびん3R促進協議会調べ
	茶色	ガラスびん原材料など	
	緑色	ガラスびん原材料など	
	その他の色	塗装用骨材、タイルなど	
ペットボトル		ペットボトル、衣料品、卵パックなど	回収率 92.5%（5年度） PETボトルリサイクル推進協議会調べ

④ 資源持ち去り防止対策

区民が排出する資源物は区の財産であり、持ち去り行為は区と区民との信頼関係を壊し、ごみの減量や資源のリサイクルを推進する意欲をそぐ許しがたい行為です。

1 罰則規定

区では持ち去り行為者に厳しく対処するため、資源の持ち去り行為に対し20万円以下の罰金を科すことができる旨を条例で規定しています。（平成21年4月施行）

2 資源持ち去り防止パトロール実施体制

資源持ち去り防止対策として、区内集積所のパトロールを実施しています。

パトロールは、区内全域の持ち去り状況の把握や持ち去り禁止シールの貼付、持ち去り行為者への注意・指導、警告書交付等を行っています。



※持ち去り禁止シール



※パトロール実施中ステッカーを貼付したパトロール車両

3 区民の皆さんにご協力いただきたいこと

持ち去り行為を抑止し、区の財産である資源物を守るには、区民の皆さんのご協力が不可欠です。集積所での持ち去り行為を発見した場合は、ごみ減量推進課（☎03-5744-1628）までお知らせください。

リサイクルは良いこと？

29ページの逆三角形の「ごみを出さない工夫」の図のとおり、リサイクルは最後の手段です。リサイクルには、物品の回収や商品化のためのエネルギーの消費やリサイクルコストが伴います。私たちの生活や行動を変えていくことが、循環型社会の推進と拡大につながります。まずは、リデュース（発生抑制）、そしてリユース（再使用）に努めましょう。

スプレー缶・カセットボンベ

大田区では使い切ったスプレー缶、カセットボンベは「資源」の日に、中身の見える袋に入れて出してください。他の品目とは混ぜないでください。



資源回収に
協力してね



大田区資源循環
イメージキャラクター

「しげんまもるくん」

区内の小学生からの応募作品
740点の中から選ばれ、平
成11年に制定されました。

⑤ 資源の行方

集められた資源は次のような工程で再資源化されます。

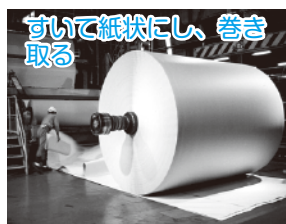
古 紙



回収



離解、異物除去、脱墨（インク落し）



新聞紙、ノート、まんが本、トイレットペーパーなど

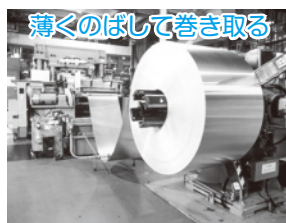
か ん



回収



破碎、溶解など



アルミ缶
スチール缶

アルミ缶、自動車のアルミホイールなど

建設用の鉄筋など

び ん



回収

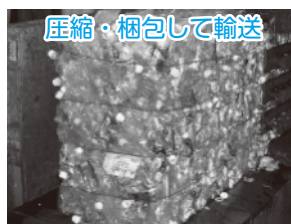


ごみを取って細かく砕く



新しいびんなど

ペットボトル



回収



ごみを取って細かく砕く

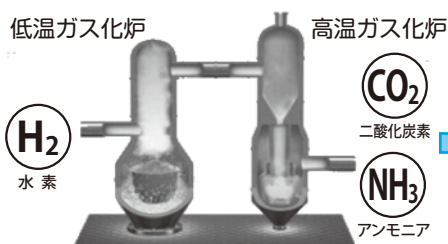


ペットボトルなど

プラスチック



回収



H_2
水素

・アンモニアの生成
・水素発電

CO_2
二酸化炭素

・炭酸
・ドライアイス

NH_3
アンモニア

・様々な医薬品、繊維、樹脂、肥料に使用されます。
・清掃工場では、NOx（窒素酸化物）の除去剤として、利用されています。

(2) ごみ収集

① 可燃ごみ・不燃ごみ収集

可燃ごみ

生ごみ(水切りをする)

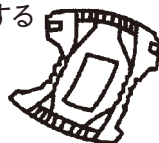


再生できない紙



紙おむつ

汚物は取り除き袋の口は密閉する



廃食用油

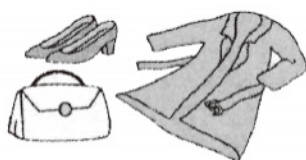
紙や布にしみ込ませるか凝固剤で固める※区の施設等で回収しています。詳細はP.33



ゴム製品

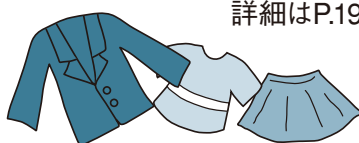


皮革製品



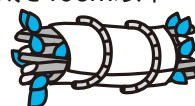
衣類

※区の施設等で回収しています。詳細はP.19



少量の植木の枝・葉

50cm程度に切断しひもで束ねる
※幹の太さ10cm以下



不燃ごみ

以下の種類に分けて出してください。

ガラス製品や陶磁器など
中身は使いきってから出す



30cm未満の小型の家電製品
※一部区の施設等でも回収しています。詳細はP.18



金属類



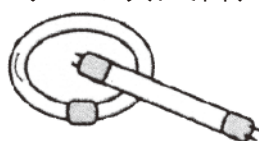
乾電池

※ボタン電池・充電式電池は販売店に相談してください



電球・蛍光灯

ケースに入れて出す



傘



使い捨てライター

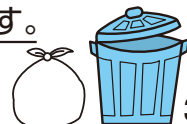
※使い切ってから別袋に入れ出して



ガラス、針、刃物などの鋭利なものは、プラスチック容器や厚紙などに包んで「危険」と表示してください。

お願い・注意

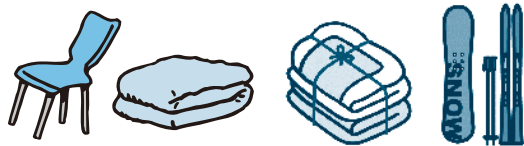
- 分別のルールについては、「大田区ホームページ」や「大田区ごみ分別アプリ」、パンフレット「資源とごみの分け方・出し方」をご確認ください。
- 可燃ごみと不燃ごみは「ふたつき容器」か「透明または半透明の袋」で出してください。
- 資源とごみはマナーを守って出しましょう。不法投棄は法律で罰せられます。
- 私有地内に投棄されたごみは区では収集できません。私有地の管理者が自ら処理してください。



② 粗大ごみ収集及び自己持込み

粗大ごみとは、家庭から出る家具、寝具、電気製品などの耐久消費財で、一辺の長さがおおむね30cm以上のものです。品目（製品）で判断するので、切り刻んだり、壊したり、分解しても「粗大ごみ」として扱います。区の収集または自分で持込む場合は、大田区粗大ごみ受付センターへの申し込みが必要です。

家具・寝具・雑貨



自転車



電気製品



(パソコン、エアコン、テレビ、洗濯機
冷蔵・冷凍庫、衣類乾燥機は除く)

申込先：大田区粗大ごみ受付センター

電話：0570-037-530

受付 午前8時～午後7時 毎日（12/29～1/3及び年数回の保守点検日を除く）

区の収集を希望

（申込順に月曜日～土曜日に収集します）
※1回の申し込みにつき20個まで（電話）

収集日や手数料などは、申し込みの際にご案内します。

有料粗大ごみ処理券の購入

- ①大田区発行の「有料粗大ごみ処理券」を、お近くのスーパーマーケット、コンビニエンスストア等で購入してください。
- ②処理券に名前または受付番号と収集予定日を書いて、品物ごとに収集職員の見えるところに貼ってください。

自宅へ収集



- ①収集日の朝、8時までに玄関先等申し込みの際に決めた場所へ出してください。
- ②処理券の貼っていないもの、申し込みをしていないものは収集できません。

*区の収集をご希望の場合は
インターネットでも申し込みできます。
区ホームページをご覧ください。（1回の申し込みにつき10個まで）

<https://www.ota-sodai.com>



自分で持込みを希望

★3日前までに申し込み
（上限件数に達すると次の持込日になります。）

★1世帯年度内4回まで

★1回の持込につき10個まで

持込場所（京浜島）は、申し込みの際にご案内します。
手数料は、品目によって免除（無料）または減額します。

有料粗大ごみ処理券の購入

- ①有料の場合は、大田区発行の「有料粗大ごみ処理券」をお近くのスーパーマーケット、コンビニエンスストア等で購入してください。
- ②処理券に名前または受付番号を書いて、品物ごとに見えるところに貼ってください。

自分で持込み！

区指定場所へ持込み



- ①指定した日の受付時間内に、申込者本人がお持ちください。
- ②申し込みをしていないものは受け入れません。
- ③持込場所やその周辺では「有料粗大ごみ処理券」を販売していません。また、現金による支払いはできません。
- ④運転免許証など申込者の本人確認できる公的証明書（顔写真付き）をご持参ください。
- ⑤持込場所では係員の指示に従ってください。
- ⑥車両制限：原則、自家用自動車（業務用を除く）またはレンタカー2t車までです。

粗大ごみに出す前に！

- ・知り合いに譲る
- ・リサイクルショップを利用するなど再使用を検討しましょう



有料粗大ごみ処理券



(3) 区で収集できないもの

① エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機のリサイクル

* 保冷库・冷温庫も該当します。



法律でリサイクルが義務付けられており、リサイクルのための費用がかかります。品目、大きさ、メーカーによりリサイクル料金は異なります。収集、運搬を依頼した場合は別途、収集・運搬料金がかかります。

●リサイクル料金(令和3年4月～)

エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機
990円～	1,320円～	3,740円～	2,530円～

引き取り依頼先

- ・ 製品を購入した販売店、または買い換えをする販売店へ引き取り依頼してください。
- ・ 引き取り依頼する販売店がない場合は下記へ

家電リサイクル受付センター

☎：0570-087-200 (月～金 午前9時～午後5時)
(祝日及び年末年始を除く。)

※インターネットでも申し込みできます。

<https://kaden23rc.jp>

- ・ ご自分で持ち込む場合、区内には下記2か所の指定引取場所があります。

区内の指定引取場所	所在地	電話	営業時間
(株)LNJ小泉	京浜島 3-3-12	03-5755-9100	月～金(祝日、お盆、年末年始を除く)、土(不定休) 午前9時～正午、午後1時～午後5時 受付は午後4時30分まで
岡山県貨物運送(株) 京浜支店	平和島 2-1-1 (京浜トラックターミナル10号棟)	03-3762-8261	月～土(祝日、お盆、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時(土は正午まで) 受付は午後4時30分、土は午前11時30分まで

※事前に郵便局でリサイクル料金の振り込み(振込手数料が別途必要)を行い、「払込受付証明書を貼付したリサイクル券」を持参してください。なお、土曜日は家電リサイクル料金の振込業務は行われていません。

※(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページにおいてメーカー別のリサイクル料金等をご覧いただけます。<https://www.rkc.aeha.or.jp/>

② 家庭用パソコンのリサイクル

メーカーによる回収

申込方法

- ◆回収の申し込みは、廃棄するパソコンのメーカーの受付窓口へご相談ください。
- ◆各メーカーの受付窓口の連絡先や、廃棄するパソコンのメーカーが不明な場合等でお困りの際は、パソコン3R推進協会へお問い合わせください。

パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685

【月～金(祝日除く) 午前10時～正午、午後1時～午後5時】

ホームページ▶▶▶<https://www.pc3r.jp/>

宅配業者による回収

申込方法

- ◆回収は、国の認定を受けたリネットジャパンリサイクル(株)にて申し込みをしてください。
- ◆パソコン本体を含む回収は、1箱分の回収料金が無料になります。詳しくはリネットジャパンリサイクルホームページもしくは下記へお問い合わせください。

リネットジャパンリサイクル(株) ☎0570-085-800

【午前10時～午後5時(年末年始除く)】

ホームページ▶▶▶<https://www.renet.jp/>

③ 電池 (P.11参照)

	一次電池 (使いきり電池)	二次電池 (充電式電池)
種 類	アルカリボタン電池 酸化銀電池 空気(亜鉛)電池	ニカド電池 ニッケル・水素電池 リチウムイオン電池 など 
用 途	電子玩具、デジタル体温計 腕時計、補聴器など	シェーバー、ビデオカメラ、電子タバコ ハンディ扇風機、コードレス電話など
処分方法	回収箱を置いている 販売店もあります。 販売店に相談してく ださい。	充電式電池のリサイクル店 や、右のような回収箱の置 いてあるお店などで回収し ています。 

上記全ての電池は処分の際、ショートを防ぐ意味から
プラス極、マイナス極にセロテープを貼って絶縁してください。

*一次電池 (使いきり電池) は区の不燃ごみで収集しています。

④ その他

★有害性のあるもの

★著しく悪臭を発するもの

★危険なもの

★引火性のあるもの



【例】 ガスボンベ等 (プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素等)、石油類 (ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル、ブレーキオイル等)、工業薬品 (塩酸、硫酸、硝酸、クロム等) 花火、マッチ、印刷インク、現像液、自動車用燃料添加剤、特別管理一般廃棄物 (PCB部品、感染性廃棄物等)、毒物及び劇物

★その他のもの

【例】 自動車、タイヤ、ピアノ、石・砂・土、灰、耐火金庫、薬品類、その他液状のものなど
これらのものは、製造元や販売店に相談してください。



二輪車のリサイクル

●二輪車リサイクルコールセンター 電話:050-3000-0727

自動車リサイクル促進センター

URL <https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>



消火器のリサイクル

●消火器リサイクル推進センター 電話:03-5829-6773

URL <https://www.ferpc.jp/>

一口メモ



携帯電話はごみに出さず、小型家電回収ボックス
でリサイクルしましょう。

携帯電話、PHS端末には、金・銀などの貴金属、マグネシウム、チタンなどの希少金属が使用されています。
貴重な資源として再利用することができます。

区内には、約32,000か所の集積所があります。清掃や防鳥ネットの管理など、集積所は地域の方々の自主的な管理により維持されています。

集積所を清潔に維持するには、ごみを出される方々一人ひとりが、ごみの分け方、出し方のルールを守ることが大切です。

（１）集積所の決め方

集積所の位置や利用者は、その地域に住む方々が話し合っていて決めています。

集積所の設置は、収集車が通行できる公道に面し、収集が安全に行える場所でなければなりません（交差点内等、道交法上安全上問題のある場所には設置できません）。

集積所の新設、移動、分散を行う場合は、事前に清掃事務所への相談が必要です。

（２）集積所の改善（ふれあい指導）

集積所に資源やごみを出す人たちが、ごみの分別や排出時間などのルールを守らないと、その集積所にはごみが散乱し、時には不法投棄の場所になるなど、改善が必要になります。このような集積所については、清掃事務所が、集積所利用者へのマナー向上のPR活動や、集積所に警告看板を掲示するなど、各種の活動を行っています。清掃事務所にはこうした活動を専門に行う「ふれあい指導班」を置いています。

（３）集合住宅等、大規模建築物を建てる場合

大規模建築物（延べ床面積3,000㎡以上）には、条例で廃棄物保管場所を敷地内に設置することが義務付けられています。また、延べ床面積3,000㎡未満の中・小規模集合住宅及び事業用建築物についても、建築計画段階で廃棄物保管場所及び集積所の設置について、清掃事務所への事前協議が必要です。

（１）戸別収集事業

次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、自ら集積所へごみを持ち出すことが困難であり、近隣の親族など他の者の協力を得ることができない世帯。

- ①要介護2以上に認定されている方
 - ②身体障害者障害程度1級及び2級に認定されている方
 - ③その他、区長が認める方
- ※事前に審査があります。

（２）粗大ごみの運び出し収集事業

次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、身近な人などの協力が困難で、自ら屋内から運び出すことができない場合。

- ①65歳以上の高齢者
- ②障がい者

※事前に訪問調査をします。運び出しは無料ですが、粗大ごみ処理手数料は有料です。

生活保護、中国残留邦人等支援給付、児童扶養手当、特別児童扶養手当、老齢福祉年金等を受けている方や天災、火災等に罹災された方を対象に、廃棄物処理手数料を減額または免除する制度です。

申請問合せ先 住所の地域を管轄している清掃事務所

・不法投棄等の連絡先

《道路上の不法投棄》

国 道	東京国道事務所 品川出張所	☎ 03-3799-6315
都 道	東京都第二建設事務所	☎ 03-3774-8185
区 道	大森地域	
	⇒地域基盤整備第一課	☎ 03-5764-0629
	蒲田地域、荏谷・羽田地域	
	⇒地域基盤整備第二課	☎ 03-5713-2006
	調布地域	
	⇒地域基盤整備第三課	☎ 03-3726-4300
集積所	管轄の清掃事務所	
	大森清掃事務所	☎ 03-3774-3811
	蒲田清掃事務所	
	(調布地区)	☎ 03-6459-8201
	(蒲田地区)	☎ 03-6451-9535

《私有地内の不法投棄》

マンション、アパート、駐車場等の私有地内に不法投棄されたごみなどは管理者の責任で処分しなければなりません。

私有地の所有者や管理者は、日常から不法投棄をされないように管理をする必要があります。

第3章 資料編

1 大田区の収集処理量

表1 資源の回収量 (単位 t)

	古紙	布類	びん	かん	ペットボトル	食品トレイ発泡スチロール	プラスチック	廃食用油	合計
行政回収	13,967	0	5,211	1,618	3,370	126	936	9	25,237
集団回収	9,155	58	1	206	0	0	0	0	9,420
5年度合計	23,122	58	5,212	1,824	3,370	126	936	9	34,657
4年度合計	24,425	58	5,471	1,885	3,287	150	119	10	35,405

※品目ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計値と合わないことがある

(※集団回収は748団体)

表2 ごみの収集量【区収集ごみ量】(単位 t)

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
大森清掃事務所	37,286	1,055	1,716	40,057
蒲田清掃事務所(調布地区)	29,387	800	1,499	31,686
蒲田清掃事務所(蒲田地区)	47,156	1,230	2,288	50,674
5年度合計	113,829	3,085	5,503	122,417
4年度合計	118,764	3,297	5,911	127,972

※品目ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計値と合わないことがある

※上記粗大ごみについては、区民による粗大ごみ中継所への自己持込み受入れ量も含む

表3 ごみの処理・処分量 (単位 t)

処分及び処分場		大森清掃事務所	蒲田清掃事務所(調布地区)	蒲田清掃事務所(蒲田地区)	合計
可燃ごみ 【焼却】	多摩川清掃工場	11,323	23,530	22,827	57,679
	大田清掃工場	14,073	5,498	18,003	37,574
	大田清掃工場 第一工場	11,890	319	6,326	18,535
	品川清掃工場	0	16	0	16
	目黒清掃工場	0	23	0	23
	小計	37,286	29,387	47,156	113,829
不燃ごみ 【破碎・減容】	京浜島不燃ごみ処理センター	1,799	0	0	1,799
粗大ごみ 【破碎・減容】	粗大ごみ破碎処理施設 京浜島不燃ごみ処理センター	2,781	0	1,497	4,277
5年度合計		41,866	29,387	48,652	119,904

※品目ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計値と合わないことがある

表4 ピックアップ分資源回収量 (単位 t)

	携帯電話	携帯電話除く9品目	その他有価物	5年度合計
不燃ごみ	0.85	12	920	932.85
粗大ごみ	—	—	1,049	1,049.00

表5 一人・1kg 当たりの処理経費

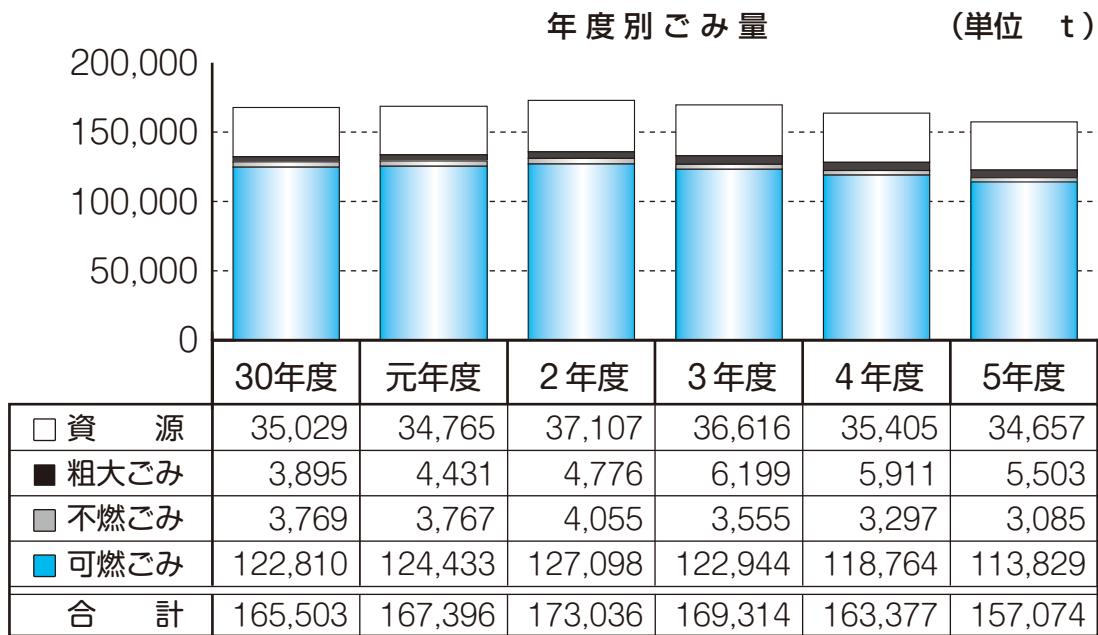
	3年度	4年度	5年度
大田区の人口	730,803人	729,214人	734,114人
ごみ量	193,226 t	191,294 t	183,037 t
ごみ処理経費	約83.6億円	約87.3億円	約89.6億円
区民一人当たりのごみ量	約264kg	約262kg	約249kg
区民一人当たりのごみ処理経費	約11,439円	約11,972円	約12,205円
ごみ1kg当たりの処理経費	約43円	約46円	約49円
リサイクル事業に係る経費	約16.7億円	約17.6億円	約20.6億円
区民一人当たりのリサイクル経費	約2,285円	約2,414円	約2,806円

※ 人口は、各年度の10月1日現在の人口を表す。

※ ごみ量は、区収集ごみ量と、持込ごみ量(事業系ごみ)の合計値である。

※令和3年度のごみ処理経費に一部誤りがあったため、今回掲載分から数値を修正のうえ記載しています。

グラフ1 年度別ごみ量

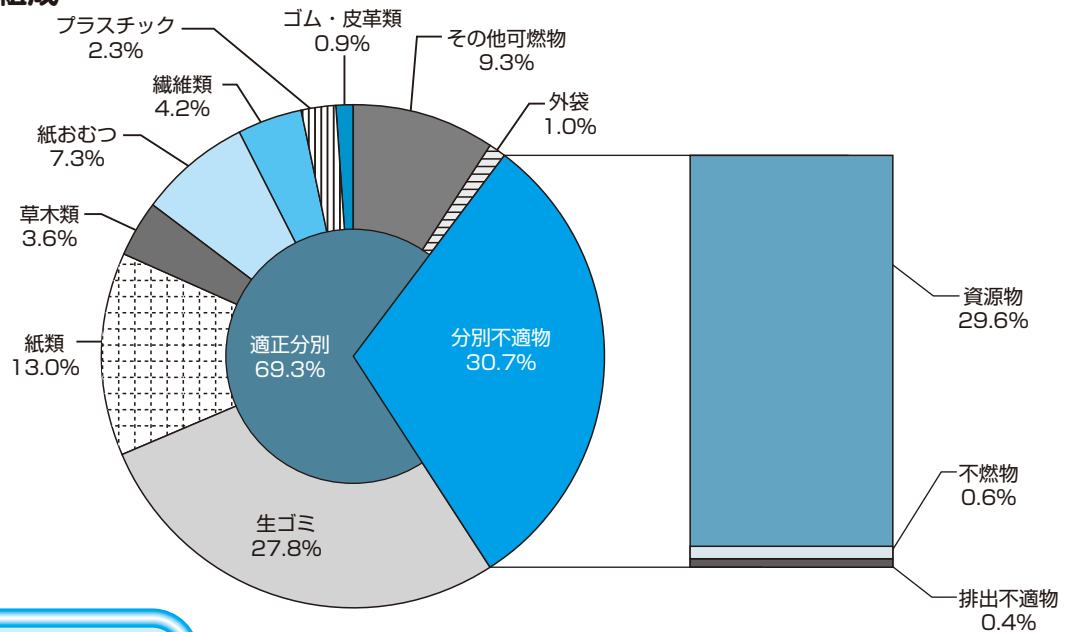


※令和3、4年度の実績値に一部誤りがあったため、今回掲載分から数値を修正のうえ記載しています。
※資源は、令和4年10月からプラスチック分が含まれています。

2 大田区の可燃ごみの組成

(令和5年度調査)

グラフ2 区のごみの組成



3 大田区の粗大ごみ量

表6 粗大ごみ排出品目 上位5品目

令和4年度				
粗大ごみ総排出数 798,759個				
順位	品目	個数	排出率	
1	ふとん	70,757個	8.86%	
2	箱物家具特小(注1)	54,854個	6.87%	
3	いす	39,960個	5.00%	
4	衣装箱	37,131個	4.65%	
5	箱物家具小(注2)	23,956個	3.00%	

令和5年度				
粗大ごみ総排出数 835,023個				
順位	品目	個数	排出率	
1	ふとん	64,454個	7.57%	
2	箱物家具特小(注1)	50,268個	5.90%	
3	いす	36,834個	4.33%	
4	衣装箱	33,354個	3.92%	
5	箱物家具小(注2)	21,040個	2.47%	

4 23区のごみ収集量と資源回収量

表7 23区のごみ収集量と資源回収量^{*1}（令和5年度）

区名	総人口 (人)	世帯数	資源回収量(t) ^{*2}			区収集ごみ量(t) ^{*2}			
			区回収	集団回収	計	可燃ごみ ^{*3} (うち管路収集)	不燃ごみ	粗大ごみ	計
千代田	68,648	39,195	4,462	1,235	5,697	13,989.08	523.29	604.84	15,117.21
中央	175,982	100,348	10,362	3,971	14,333	31,349.90	-	1,468.78	32,818.68
港	265,982	152,493	16,505	4,909	21,414	47,880.44(1,928.38)	1,279.70	2,222.04	51,382.18
新宿	348,809	226,791	15,070	4,794	19,864	61,233.66	1,359.56	2,755.46	65,348.68
文京	231,685	128,170	9,464	3,436	12,900	38,542.03	1,293.63	1,240.38	41,076.04
台東	211,483	132,692	8,163	3,759	11,922	37,114.04	605.88	1,548.53	39,268.45
墨田	283,931	166,436	8,769	3,581	12,350	47,716.02	1,271.91	2,399.39	51,387.32
江東	538,571	289,285	19,251	10,952	30,203	84,007.20(1,500.45)	-	3,790.52	87,797.72
品川	407,538	233,098	18,647	6,603	25,250	62,264.57 (3.15)	2,139.71	2,105.06	66,509.34
目黒	279,797	159,774	6,703	10,179	16,882	45,066.45	1,639.78	2,880.81	49,587.04
大田	734,114	409,957	26,771	15,599	42,370	113,827.89	1,799.17	4,277.30	119,904.36
世田谷	918,568	496,352	38,742	5,803	44,545	154,016.70	3,661.78	8,007.30	165,685.78
渋谷	230,758	142,478	14,382	1,941	16,323	41,476.39	1,522.26	1,766.69	44,765.34
中野	336,878	212,811	8,835	11,218	20,053	51,054.78	154.11	2,554.60	53,763.49
杉並	572,981	329,455	30,261	3,897	34,158	84,350.25	2,410.52	3,601.25	90,362.02
豊島	291,421	184,499	13,290	2,068	15,358	46,562.03	132.51	2,428.28	49,122.82
北	357,330	206,560	15,331	4,567	19,898	53,419.86	117.27	2,175.72	55,712.85
荒川	218,729	121,343	1,494	8,952	10,446	37,318.79	111.19	1,300.89	38,730.87
板橋	572,377	326,700	16,704	10,429	27,133	93,932.51	-	4,146.87	98,079.38
練馬	740,595	389,023	31,195	8,014	39,209	110,621.28	2,380.11	5,219.86	118,221.25
足立	692,612	370,838	21,965	7,028	28,993	118,406.20	270.15	3,280.42	121,956.77
葛飾	466,778	247,940	19,069	4,618	23,687	73,334.43	1,206.13	2,531.40	77,071.96
江戸川	690,152	352,851	23,458	7,357	30,815	108,355.74	1,849.83	4,961.49	115,167.06
計	9,635,719	5,419,089	378,899	144,907	523,806	1,555,840.24(3,431.98)	25,728.49	67,267.88	1,648,836.61

端数処理のため、個々の計と合計の数値が一致しない場合があります。

*1 東京二十三区清掃一部事務組合提供（人口基準日令和5年10月1日）

*2 区収集ごみ量と資源回収量には、一部事業系ごみ・資源が含まれています。

*3 管路収集：臨海副都心で行われていて、貯留されたごみを輸送管内の空気の力で自動的に清掃工場に運搬する収集形態。

5 23区の清掃工場

表8 23区の清掃工場の能力等

令和6年12月現在

清掃工場名		しゅん工 年月	敷地面積 (約㎡)	型 式	設計最高 発熱量 (kJ/kg)	規 模	焼却能力	煙突 高さ (m)	余 熱 利 用	
						(トン×稼数)	(トン/日)		発電出力	工場外熱供給
									kW	
大田	【新】	平成 26. 9	92,000	タクマ SNF型	14,800	300×2	600	47	22,800	—
	【第一】	平成 2. 3		タクマ HN型	12,600	200×3	600	41	9,000	—
多摩川		平成 15. 6	32,000	I H I 回転ストーカ式	12,100	150×2	300	100	6,400	○
有 明		平成 7.12	24,000	三菱重工 マルチン式	14,200	200×2	400	140	5,600	○
千 歳		平成 8. 3	17,000	川崎重工 サン形	12,100	600×1	600	130	10,000	○
墨 田		平成 10. 1	18,000	日立造船 デ・ロール式	13,000	600×1	600	150	13,000	○
新江東		平成 10. 9	61,000	タクマ HN型	13,400	600×3	1,800	150	50,000	○
港		平成 11. 1	29,000	三菱重工 マルチン式	13,400	300×3	900	130	22,000	—
豊 島		平成 11. 6	12,000	I H I 散気管式	13,400	200×2	400	210	7,800	○
渋 谷		平成 13. 7	9,000	荏原 旋回流式	13,400	200×1	200	150	4,200	—
中 央		平成 13. 7	29,000	日立造船 デ・ロール式	13,400	300×2	600	180	15,000	○
板 橋		平成 14.11	44,000	住友重機械 W+E 式	12,100	300×2	600	130	13,200	○
足 立		平成 17. 3	37,000	荏原 H P C C 型	12,100	350×2	700	130	16,200	○
品 川		平成 18. 3	47,000	日立造船 デ・ロール式	12,100	300×2	600	90	15,000	○
葛 飾		平成 18.12	52,000	タクマ SN型	12,100	250×2	500	130	13,500	○
世田谷		平成 20. 3	30,000	川崎重工 流動床式	12,100	150×2	300	100	6,750	○
練 馬		平成27.11	15,000	JFEハイパー 21ストーカ	14,300	250×2	500	100	18,700	○
杉 並		平成 29. 9	36,000	日立造船 デ・ロール式	14,300	300×2	600	160	24,200	○
光が丘		令和 3. 3	23,000	タクマ SNF型	13,500	150×2	300	150	9,150	○
目 黒		令和 5. 3	29,000	JFEハイパー 21ストーカ	13,500	300×2	600	150	21,500	○

* 東京二十三区清掃一部事務組合提供

* 北清掃工場、江戸川清掃工場は建替えに伴い、稼働を停止しています。

* 発熱量の単位変換 1[kJ] = (1/4.18) [kcal] = 0.239[kcal]

【江戸時代】 ……ごみ処理・リサイクルは営利事業

ほぼ完全なリサイクル社会で、さまざまな不用品を回収再生する産業が発達していた。空き地や堀・川等に捨てられた都市のごみは、不法投棄から生じる社会問題であった。ごみは、障害物であるとして、収集・運搬・処分の請負人を指定し、それを監視する町役人を決めた。ごみによる江戸湾の埋め立てが開始された。

【明治時代】 ……ごみ処理の公共事業化（伝染病対策）

近代産業が勃興すると、工業原料を供給するために、再生資源業界は、隆盛を極めた。再生資源業界は、資源が乏しい日本の産業に安価で安定した原料を供給した。開国によって、コレラ・ペスト等の伝染病が大流行したために、公衆衛生対策として1900年(明治33年)に「汚物掃除法」が制定された。これにより、清掃事業が自治体の管理下に置かれ、都市衛生のために一般廃棄物は、焼却処分されるようになった。再利用より衛生が重視された。

【昭和初期】 ……分別回収始まる

昭和5年の「汚物掃除法」改正により、「厨芥(生ごみ)」と「雑芥」の公的分別収集が始まった。その理由は、焼却量の削減と、ハエ発生防止が目的であった。厨芥は、肥飼料として再利用された。

【戦時下】 ……分別回収の徹底

戦時体制化での人手不足、物資不足に対応するため、ごみ減量運動と戦争資源確保のための廃品利用が進んだ。昭和16年の「汚物掃除法施行規則」一部改正により①厨芥②可燃③不燃3分別容器の分別回収となり、東京市においては更に①紙②廃品③燃料④厨芥⑤細塵土砂⑥灰じんの6区分が実施された。「ごみを出さない」「ごみを分別して資源にする」運動が積極的に推し進められた。東京では、昭和20年4月からごみ収集が中止となった。

【戦 後】

1947年(昭和22年)から、都は生活環境保全の観点から、厨芥と雑芥の分別回収を再開した。1954年(昭和29年)「清掃法」成立。国と都道府県の責務、市町村の義務、住民の協力義務を規定。1961年(昭和35年)から都内で、ポリ容器での混合収集が開始した。昭和30年代より有価物(紙・布・金属・びん等)の地域ぐるみでの集団回収が進んだ。

【大量消費社会】 ……公害・ごみ戦争

1970年(昭和45年)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)が地域環境保全のために、制定された。有害な産業廃棄物の排出を背景に、産業廃棄物の排出者責任が明記された。プラスチックやビニールなどの新素材のごみの増大、電化製品のごみ化、粗大ごみの増加など、ごみの内容が大きく変化したため1971年から粗大ごみ収集が、1973年(昭和48年)から焼却不適ごみの分別回収が、全区で実施された。

【現 在】 ……3R リサイクル推進・循環型社会

1991年(平成3年)に地球環境保全の観点から「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」、2000年(平成12年)に循環社会構築のために「循環型社会形成推進基本法」が制定された。

＜大田区の動き＞

- 1990年(平成2年) 大田区役所リサイクル担当を置く
1991年(平成3年) 粗大ごみ有料化、集団回収事務 都から区へ移管
1992年(平成4年) 資源分別回収モデル事業開始、紙パック拠点回収開始
1993年(平成5年) 東京都推奨袋制度開始(炭酸カルシウム入りポリ袋での排出)
1995年(平成7年) 食品トレイ・ペットボトル拠点回収開始
1996年(平成8年) 事業系ごみ全面有料化。大田区リサイクル推進課発足。清掃事業担当を置く。
1999年(平成11年) 古紙の集積所回収開始(東京ルールⅠ)
2000年(平成12年) 清掃事業の東京都から特別区へ移管。大田区清掃部発足
2002年(平成14年) びん・かんの集積所回収開始
2006年(平成18年) ペットボトル・食品トレイ・紙パックの集積所回収開始。サーマルリサイクルモデル収集事業開始
2007年(平成19年) サーマルリサイクルモデル収集事業区内全域拡大。ごみの分別基準変更(廃プラスチック、皮革、ゴム類が不燃ごみから可燃ごみへ)
2008年(平成20年) サーマルリサイクル本格実施。事業系有料ごみ処理券料金改定
2009年(平成21年) 23区推奨袋制度廃止。環境清掃部に組織改正
2011年(平成23年) 大森清掃事務所新庁舎完成
2012年(平成24年) 資源モデル回収事業開始(容器包装プラスチック資源回収)
2013年(平成25年) 小型家電リサイクル事業開始。26か所。事業系有料ごみ処理券料金改定
2015年(平成27年) 9月、資源モデル回収事業終了。10月、発泡スチロールの集積所回収開始
2016年(平成28年) 4月、不燃ごみ適正処理及び資源化事業(大森1/2地域)
2016年(平成28年) 小型家電リサイクル拠点回収場所、5月、図書館10館増設。12月、消費者生活センター等6か所増設。合計42か所
2017年(平成29年) 4月、不燃ごみ適正処理及び資源化事業(大森・調布地域全域に拡大)
2017年(平成29年) 10月、事業系有料ごみ処理券料金改定
2018年(平成30年) 4月、不燃ごみ適正処理及び資源化事業(区内全域実施)
2019年(平成31年) 4月、古着の行政回収モデル事業開始
2021年(令和3年) 2月、蒲田清掃事務所 移転
2021年(令和3年) 4月、蒲田清掃事務所に多摩川清掃事業所が統合
2022年(令和4年) 4月、蒲田清掃事務所に調布清掃事業所が統合
2022年(令和4年) 11月、資源プラスチック回収事業開始(一部地域で先行実施)
2023年(令和5年) 10月、事業系有料ごみ処理券料金改定
2025年(令和7年) 4月、資源プラスチック回収事業(区内全域実施)、資源環境部に組織改正

＜都区制度改革と清掃事業の区移管＞

- | | |
|--------------------|---|
| 1947年
(昭和22年4月) | 「地方自治法」が公布され、特別区は基礎的自治体と位置づけられ、原則として市と同一の権能が認められたが、清掃事業はそれまでどおり都が行った。 |
| 1952年
(昭和27年8月) | 地方自治法が改正され、区長公選制の廃止など、特別区の自治権が大幅に制限され、都の内部的団体に位置づけられた。 |
| 1964年
(昭和39年7月) | 地方自治法が改正され、福祉事務所の事務の特別区へ委譲などが行われた。ごみの収集、運搬は特別区の事務とされたが、別に法律で定める日まで引き続き都の事務とされた。 |
| 1974年
(昭和49年6月) | 地方自治法が改正され、区長公選制の復活や保健所の事務の委譲、配属職員制度の廃止など特別区の権能が拡充されたが、特別区の性格はなお都の内部的団体にとどまった。 |

1986年 (昭和61年2月)	都区協議会で「都区制度改革の基本的方向」がとりまとめられ、特別区を基礎的自治体と位置づけ、一般廃棄物の収集・運搬に関する事務を特別区に移管すること等について都区で合意した。
1994年 (平成6年9月)	「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」の都区合意がなされた。協議案は、特別区における清掃事業の実施にあたり、各区が一般廃棄物の収集、運搬、中間処理、最終処分のすべてに責任を負うことを原則とし、運営形態としては、①一般廃棄物の収集・運搬は各特別区が行うこと、②雇上車両について、歴史的経緯を踏まえ都における現行方式の継承を基本とすること、③可燃ごみの中間処理は、自区内に工場が整備されるまでの間、隣接区等と委託処理協定を結び処理する「地域処理」方式を採ること、④最終処分は都の設置管理する新海面処分場を使用すること、⑤不燃・粗大ごみの中間処理及びし尿の処理は、自治法に基づく「一部事務組合」による共同処理を行うこと、⑥自治法に基づく「協議会」を設置し、各区間や都との調整及び雇上車両関係の事務等を行うことなどとした。また、清掃事業の移管時期を平成12年4月とし、職員の身分取扱いについては移管後、一定の派遣期間を経た後、特別区職員へ身分切替するなどとした。
1998年 (平成10年5月)	「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布され、清掃事業をはじめとした住民に身近な事務を特別区に移管するとともに財政自主権を強化し、特別区を「基礎的地方公共団体」として位置づけることとなった。
1998年 (平成10年10月)	区長会において、収集・運搬は各特別区が直接実施すること、そのため の車庫整備を確実に行うこと、可燃ごみの中間処理について自区内処理を原則としつつ平成17年度まで共同処理を行うことなどの基本方針が了承された。
1998年 (平成10年12月)	「移管後の清掃事業の運営形態」及び「職員の身分取り扱い」について の基本的な考え方が都区及び労使で合意された。
1999年 (平成11年3月)	移管後の清掃事業の運営（共同処理の形態や都と特別区の役割分担等） 及び職員の身分取り扱いを内容とする「清掃事業の移管について」が都区 で合意された。
2000年 (平成12年4月)	清掃事業が都から特別区に移管され、各区による清掃事業がスタートした。 特別区の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理、し尿の公共下水道へ の投入事業を共同で行う一部事務組合として、東京二十三区清掃一部事務 組合が設立された。
2003年 (平成15年11月)	平成17年度末を目途に可燃ごみの中間処理の共同処理を廃止するとし た方針を転換し、特別区における中間処理は、平成18年4月以降も当分 の間、東京二十三区清掃一部事務組合により共同処理する等の方針が区長 会で了承された。
2006年 (平成18年4月)	平成18年4月、東京都からの派遣職員は区職員に身分切り替えされ、 清掃事業の移管が完結した。

7 循環型社会形成のための法体系

環境基本法

環境基本計画

循環 { 自然環境
社会の物質循環

循環型社会形成推進基本法

(基本的枠組み法)

○基本原則 ○国・地方公共団体、事業者、国民の責務 ○国の施策

循環型社会形成推進基本計画

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

廃棄物の適正処理

廃棄物処理法

- ① 廃棄物の発生抑制
- ② 廃棄物の適正処理
- ③ 廃棄物処理施設の設置規制
- ④ 廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤ 廃棄物処理基準の設定

リサイクルの推進

資源有効利用促進法

- ① 再生資源のリサイクル
- ② リサイクルに適した構造・材質の工夫
- ③ 分別回収のための表示
- ④ 副産物の有効利用の促進

容器包装 リサイクル法

- 容器包装の市町村による収集
- 容器の製造・容器包装の利用業者による再商品化

家電 リサイクル法

- 消費者による回収・リサイクル費用の負担
- 廃棄家電を小売店が回収
- 製造業者等による再商品化

食品 リサイクル法

- 食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の再資源化

建設 リサイクル法

- 工事の受注者が建築物の分別解体
- 建設廃材等の再資源化

自動車 リサイクル法

- 自動車所有者によるリサイクル料金の負担
- 製造業者等によるフロン類、エアバック類、シュレッターダストの引取・再資源化

小型家電 リサイクル法

- 市町村が小型家電を分別回収し、認定事業者に引渡す
- 小型家電中のレアメタル等の有用金属を回収し、再資源化

プラスチック 資源循環促進法

- プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化

びん、ペットボトル、エアコン、テレビ、紙製・プラスチック 冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機、製容器包装等

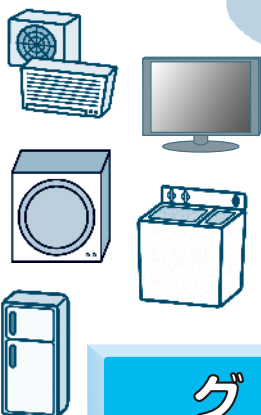
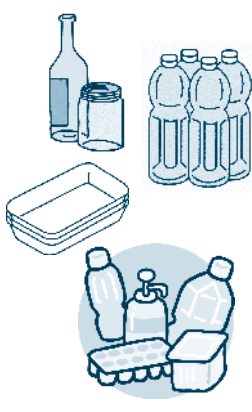


有機肥料



グリーン購入法

国・自治体が率先して再生品を購入



8 大田区清掃事務所管轄一覧

町 名 (50音順)		住居表示	管轄 地区	町 名 (50音順)	住居表示	管轄 地区	
い	池上	1～4丁目・5丁目〔1～22番・25番・26番〕	大森	ち	千鳥	1丁目・2丁目〔1～26番 28～35番・37番	調布
		5丁目〔23番・24番・27番・28番〕	蒲田			2丁目〔27番・36番・38～41番〕・3丁目	蒲田
		6丁目・7丁目〔1～23番 25番・26番・29番〕	大森	中央		大森	
		7丁目〔24番・27番・28番・30番・31番〕	蒲田	て 田園調布		調布	
		8丁目〔1～19番〕	大森	田園調布本町			
		8丁目〔20～27番〕	蒲田	田園調布南			
	石川町			と 東海	大森		
調布			な 仲池上	調布			
			中馬込	大森			
			仲六郷	蒲田			
お	大森北	に 西蒲田					
	大森中	西糀谷					
	大森西	1～6丁目・7丁目〔1～6番・7番（6～19号）〕	西馬込		大森		
		7丁目〔7番（1～5号・20～28号）8番・9番〕	西嶺町		調布		
	大森東	西六郷	蒲田				
	大森本町	は 萩中					
	大森南	1丁目〔1～4番・12番（1号・2号・18号・20～26号）13～16番・17番（1～6号・18～27号）18番（1～6号・16～26号）19～24番〕		羽田			
1丁目〔5～11番・12番（8～16号）17番（7～17号）18番（7～14号）〕 2～5丁目		羽田旭町					
		羽田空港					
		か	蒲田	蒲田	ひ 東蒲田	大森	
蒲田本町	東糀谷						
上池台	東馬込						
き	北糀谷		蒲田	東嶺町	調布		
	北千束		調布	東矢口	1丁目〔1～4番・8番・9番（1～7号・19～21号）10番（8～13号）〕	大森	
	北馬込		大森		1丁目〔5～7番・9番（8～18号）10番（1～7号）11～18番〕2丁目・3丁目	蒲田	
	北嶺町		調布	東雪谷		調布	
く 久が原	大森	東六郷		蒲田			
け 京浜島		ふ ふるさとの浜辺公園	大森				
さ 山王		へ 平和島					
し	下丸子	蒲田	平和の森公園	蒲田			
	城南島	大森	ほ 本羽田				
	昭和島		み 南蒲田				
	新蒲田		南久が原	調布			
た 多摩川	蒲田	南千束	大森				
		蒲田	南馬込	調布			
		蒲田	南雪谷	蒲田			
		蒲田	南六郷	蒲田			
		蒲田	や 矢口	蒲田			
		蒲田	ゆ 雪谷大塚町	調布			
		蒲田	れ 令和島	大森			

大森清掃事務所 電話 03 - 3774 - 3811
蒲田清掃事務所(調布地区) 6459 - 8201

大森清掃事務所 電話 03 - 3774 - 3811
 蒲田清掃事務所(調布地区) 6459 - 8201
 (蒲田地区) 6451 - 9535

9 大田区の組織図

資源環境部（旧環境清掃部）

環境政策課（旧環境計画課・環境対策課）

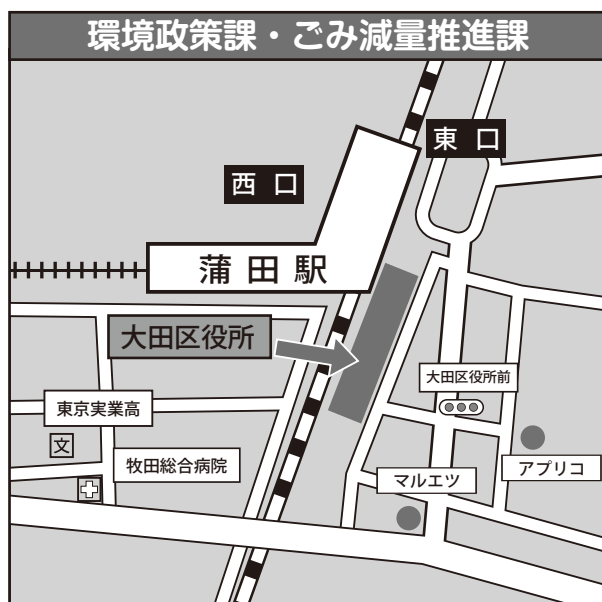
ごみ減量推進課（旧清掃事業課）

大森清掃事務所

蒲田清掃事務所

関係機関（外郭団体）：一般財団法人大田区環境公社（P.23参照）

※令和7年4月付で組織改正をし、部署名が変更となっています。



さくいん

あ行

一般財団法人大田区環境公社	23、24
一般廃棄物	3
一般廃棄物管理票（マニフェスト）	14
一般廃棄物の処理	14
イベント回収	19
医療廃棄物の処理	15
埋立処分	27
埋立処分場	27、28
大田区一般廃棄物処理基本計画	4
大田区ごみ分別アプリ	17
OTAふれあいフェスタ	16、19

か行

外周護岸構造断面図	28
火災ごみ	10
家庭廃棄物	3
家庭用パソコンのリサイクル	41
家電リサイクル受付センター	41
家電リサイクル法	52
可燃ごみ・不燃ごみ収集	39
環境学習	18
環境基本法	52
拠点回収	18、35
区で収集できないもの	41
区民運動おたクールアクション	32
グリーン購入	30
グリーン購入法	52
ケーソン式外周護岸	28
小型家電リサイクル事業	18
ごみの中間処理	12、13、26
ごみ分別アプリ	17
「ごみをつくらないまち・おた」推進行事	16
行政回収	35
小型家電回収ボックス	18、42
戸別収集事業	43
建築リサイクル法	52
小型家電リサイクル法	52

さ行

在宅医療廃棄物	11
冊子	17
産業廃棄物	3
産業廃棄物の処理	15
3Rの推進	4、30
事業系一般廃棄物	3
事業系廃棄物の減量及び資源化推進優良事業者表彰	22
事業用建築物立入指導	22
資源回収	34
資源の再生	36
資源の行方	38
資源有効利用促進法	52
自己持込み	14
自動車リサイクル法	52

し尿	11
集合住宅等大規模建築物を建てる場合	43
収集車両	8
集積所回収	35
集団回収	34
循環型社会	29
循環型社会形成推進基本法	4、52
省エネルギー対策	32、33
浄化槽汚泥	11
焼却灰と飛灰の資源化	25
食品リサイクル法	52
食品ロス	5、31
使用済み小型家電の回収	36
清掃車両	9
粗大ごみ受付センター	40
粗大ごみの資源化事業	21
粗大ごみの運び出し収集事業	43

た行

地球にやさしいまちづくりポスター	16、17
出前講座	18
動物の死体	10

な行

熱エネルギー	25
--------	----

は行

廃棄物管理責任者講習会	22
廃棄物処理手数料の減免制度	44
廃棄物処理法	52
廃食用油	35
廃プラスチックのサーマルリサイクル	25
排出事業者指導	22
排出事業者の責務	14
ピックアップ回収	18
普及・啓発事業	16
不法投棄	44
プラスチック資源循環促進法	52
ふれあい指導	17、43
防鳥用ネットの貸し出し	10

や行

有料粗大ごみ処理券	40
-----------	----

ら行

リサイクル	29、30
リサイクル活動グループ	34
リデュース	29、30
リユース	29、30
リーフレット等の発行	17
臨時ごみ	10

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.



大田区資源循環イメージキャラクター
しげんまもるくん



大田区公式PRキャラクター
はねびょん ©大田区

令和7年4月発行
編集発行

大田区資源環境部ごみ減量推進課 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
電 話 03(5744)1374 FAX 03(5744)1550

